

雨田参考人 提出資料

## 生活保護基準部会「最高裁判決への対応に関する専門委員会」

## 第2回委員会における意見陳述

2025年8月29日

生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える会

(通称:引き下げアカン!大阪の会)

事務局長 雨田信幸

大阪の裁判を支援する「生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える会(通称:引き下げアカン!大阪の会)」で事務局長をしています雨田と言います。

大阪の会は、提訴時の2014年12月19日に結成され、貧困問題・医療・年金・介護・障害などの社会保障分野に関わる団体や個人が参加して裁判支援を行ってきました。引き下げの違法性と引き下げが生活保護を利用される方だけの問題でなく全ての人に関わる事柄であると訴えてきましたが、多くのみなさんがその訴えに共感して支援活動に参加してくれました。

先ほど原告の新垣さんが自らの思い・生活実態を発言されました。大阪では最大で53名の原告でしたが、最高裁判決時は33名・それまでの間に13の方が亡くなりました。ほとんどの方が高齢で身体の不調や将来への不安を持っていますし、追い討ちをかけるかのように現在は米不足・物価高騰がのしかかってきています。私たちの会に参加する大生連(全大阪生活と健康を守る会)が毎年夏と冬に生活保護利用者へのアンケート調査を実施していますが、生活の苦しさによって人付き合いや社会との関わりを断たざるを得なくなる実態が広がってきています。こんな状況を10年以上に渡って国(厚労省)が放置してきたことについて、違法であると判断を示したのが今回の最高裁判決だと思います。

判決後に開いた集会で、ようやく希望が持てると原告をはじめ参加されたみなさんが喜んでいました。しかしこの間の国の対応は、謝罪はなく解決への道筋は見えてきません。原告のみなさんは傷ついており、私たちはそんな姿や話を聞くたびに国に憤りを感じます。早期解決に向けて処分庁である自治体に対しても私たちは要請活動を行っていますが、どの自治体からも「国から具体的な指示がなく困っている」との声を聞いています。

最高裁判決から2ヶ月が経過しましたが、国(厚生労働省)は謝罪と早期に被害回復に取り組むべきです。

専門委員会委員の皆さんにお願いします。検討にあたり、原告の声に耳を傾けて欲しいです。本委員会には、私たちが作成したニュース(通信)で取り上げた原告意見陳述要旨と先ほど紹介した大生連の生活保護利用者アンケートを提出します。ぜひお読みください。求められれば、私たちは何度でも話しをする準備もしています。

社会の中では残念ながら生活保護に関するバッシングが根強く存在しています。自分の顔と名前を出して裁判を闘うことがどれほど苦しかったことか、自分のことだけでなく生活保護を利用する人たちのことを考えながら訴えてきた原告の思いに寄り添っていただくことを重ねてお願いします。

# 2024年夏 生活保護の実態と「私の要求書」集計

(186名分)

全大阪生活と健康を守る会連合会

2024年12月作成

## 1. 家族構成

### ◆世帯人数

1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
161	21	1	0	1	2
86.56%	11.29%	0.54%	0.00%	0.54%	1.08%

### ◆家族の年齢

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答
1	4	1	3	8	20	41	76	54	3
0.47%	1.90%	0.47%	1.42%	3.79%	9.48%	19.43%	36.02%	25.59%	1.42%

## 2. 毎月のくらしのやりくりについて節約しているもの

### ①食費

はい	いいえ	無回答
173	7	6
93.01%	3.76%	3.23%

### ②衣類の購入

はい	いいえ	無回答
167	11	8
89.78%	5.91%	4.30%

### ③交際費

はい	いいえ	無回答
144	21	21
77.42%	11.29%	11.29%

### ④水道・電気・ガス

はい	いいえ	無回答
164	12	10
88.17%	6.45%	5.38%

### ⑤文化教養費

はい	いいえ	無回答
137	14	35
73.66%	7.53%	18.82%

### ◆文化教養費の何を節約していますか(複数回答)

新聞	旅行	レジャー	映画	その他	無回答
39	119	100	69	18	25
10.54%	32.16%	27.03%	18.65%	4.86%	6.76%

### 3. お風呂について

#### ◆家にお風呂はありますか

はい	いいえ	無回答
149	33	4
80.11%	17.74%	2.15%

#### ◆家にお風呂が「ある」方の1週間の入浴回数

1回以下	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上	シャワーのみ	無回答
10	30	35	14	17	4	21	9	9
6.71%	20.13%	23.49%	9.40%	11.41%	2.68%	14.09%	6.04%	6.04%

#### ◆家にお風呂が「ない」方の1週間の入浴回数

1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	シャワーのみ	無回答
8	14	2	2	0	0	1	0	6
24.24%	42.42%	6.06%	6.06%	0.00%	0.00%	3.03%	0.00%	18.18%

#### ◆普段のお風呂の入浴方法

自宅のお風呂	銭湯	デイサービス	スポーツジム	その他	無回答
106	35	15	0	5	23
57.61%	19.02%	8.15%	0.00%	2.72%	12.50%

### 4. 住まいのことについて

持ち家	借家	借地	施設入所	その他	無回答
6	162	6	1	0	11
3.23%	87.10%	3.23%	0.54%	0.00%	5.91%

#### ◆借家の家賃 ※世帯人数別に集計

世帯人数	3万円以下	3万円代	4万円代	5万円代	6万円以上	無回答
1人世帯	42	41	52	5	1	9
	28.00%	27.33%	34.67%	3.33%	0.67%	6.00%
2人世帯	1	4	3	1	0	1
	10.00%	40.00%	30.00%	10.00%	0.00%	10.00%
3人世帯	1					
	100%					
5人世帯以上						1
						100%

### ◆借家の共益費

0円	千円未満	3千円未満	5千円未満	7千円未満	1万円未満	1万円以上	無回答
8	13	42	11	6	14	2	66
4.94%	8.02%	25.93%	6.79%	3.70%	8.64%	1.23%	40.74%

### ◆借地の地代

5千円未満	1万円未満	1万円代	2万円代	3万円代	3万円以上	無回答
0	1	4	0	0	1	0
0.00%	16.67%	66.67%	0.00%	0.00%	16.67%	0.00%

## 5. 夏の電気料金・冷房費について

### ◆クーラー（エアコン）はありますか ◆使用冷房器具の種類（複数回答）

はい	いいえ	無回答	エアコン	扇風機	その他	無回答
161	10	15	135	127	3	13
86.56%	5.38%	8.06%	72.58%	68.28%	1.61%	6.99%

### ◆夏の電気料金は、普段の月にくらべてどのくらい高いですか

千円以下	3千円以下	5千円以下	1万円以下	1.5万円以下	2万円以下	無回答
1	8	27	67	16	12	2
0.54%	4.30%	14.52%	36.02%	8.60%	6.45%	1.08%

### ◆エアコン設置費用の貸付制度があることはご存知ですか

はい	いいえ	無回答
86	61	39
46.24%	32.80%	20.97%

### ◆エアコン設置・購入費用が支給されることはご存知ですか

はい	いいえ	無回答
48	79	59
25.81%	42.47%	31.72%

## 6. 通院移送費（交通費）について

### ◆通院していますか

はい	いいえ	無回答
144	22	20
77.42%	11.83%	10.75%

### ◆通院移送費は支給されていますか

はい	いいえ	無回答
16	111	17
11.11%	77.08%	11.81%

◆支給されていない理由はなぜですか

①	②	③	④	⑤	無回答
68	18	5	5	14	1
61.26%	16.22%	4.50%	4.50%	12.61%	0.90%

7. ケースワーカーや福祉事務所、民生委員について

◆問い合わせや相談はしやすいですか

はい	どちらでもない	いいえ	無回答
72	70	23	21
38.71%	37.63%	12.37%	11.29%

8. 就職活動(仕事探し)について

◆就職活動をしていますか

はい	いいえ	無回答
11	135	40
5.91%	72.58%	21.51%

◆移送費は支給されていますか

はい	いいえ	無回答
1	8	2
9.09%	72.73%	18.18%

◆支給されていない理由はなぜですか

①	②	③	無回答
4	3	0	1
50.00%	37.50%	0.00%	12.50%

◆就労支援や求職者支援訓練（旧基金訓練）への参加について

①参加していますか

はい	いいえ	無回答
4	3	4
36.36%	27.27%	36.36%

②参加してよかったですか

良い	普通	悪い	無回答
1	2	0	1
25.00%	50.00%	0.00%	25.00%

③職員の対応はよかったですか

良い	普通	悪い	無回答
2	2	0	0
50.00%	50.00%	0.00%	0.00%

6. 通院移送費(交通費)について、支給されていない理由

①徒歩や自転車を利用するため交通費がかからない、②申請(請求)すれば支給されることを知らなかった、③申請(請求)したが支給されなかった、④役所に申請(請求)にいくための交通費がかかるから、⑤支給されることを知っていたが、申請(請求)しなかった

8. 就職活動(仕事探し)について、支給されていない理由

①徒歩や自転車を利用するため交通費がかからない、②申請(請求)すれば支給されることを知らなかった、③申請(請求)したが支給されなかった

# 大阪地裁・大阪高裁・最高裁 原告意見陳述要旨 (引き下げアカン大阪の会通信抜粋)

## 大阪地裁

- ・「基準引き下げは障がい者切捨て」山内一茂（大阪地裁1回・2015年4月14日・No.3） … 2
- ・「これ以上、削るところない」松村健彦（大阪地裁1回・2015年4月14日・No.4） … 3
- ・「保護費減らし、防衛費増額は矛盾」S. Z（大阪地裁2回・2015年7月6日・No.5） … 4
- ・「どうして一番弱い者から削るのか」Y. E（大阪地裁2回・2015年7月6日・No.6） … 5
- ・「基準引き下げで生きがい制約される」越前和夫（大阪地裁3回・2015年10月19日・No.9） … 6
- ・「基準引き下げは憲法25条に反する」堰立夫（大阪地裁3回・2015年10月19日・No.10） … 7
- ・「生きがいを奪われている」大石正弘（大阪地裁4回・2016年2月19日・No.11） … 8
- ・「生活保護は命のセーフティネット」仲村義男（大阪地裁4回・2016年2月19日・No.11） … 8
- ・「“少しの楽しみ”すら奪われた」N. N（大阪地裁5回・2016年5月25日・No.12） … 9
- ・「裁判通してみんなの生活を守りたい」A. K（大阪地裁5回・2016年5月25日・No.14） … 10
- ・「当たり前前の福祉実現を」市賀法雄（大阪地裁6回・2016年9月9日・No.15） … 11
- ・「年寄りはこの世から去れというのか」奥川秀美（大阪地裁7回・2016年11月30日・No.17） … 12
- ・「保護受給できず自殺も考えた」鶴田カツエ（大阪地裁8回・2017年3月13日・No.19） … 13
- ・「節約重ねてぎりぎりの生活」A. M（大阪地裁9回・2017年6月16日・No.21） … 14
- ・「心を支えてくれた猫は贅沢なのか」K. S（大阪地裁10回・2017年9月7日・No.22） … 15
- ・「引き下げに不安。声を上げなければ。」玉城和美（大阪地裁11回・2017年12月11日・No.23） … 16
- ・「高齢の母の世話も、人付き合いもできない」T. S  
（大阪地裁12回・2018年2月21日・No.25） … 17
- ・「引き下げは障がい者の尊厳踏みにじる」上野眞治（大阪地裁15回・2018年12月14日・No.31） … 18
- ・「あいつぐ引き下げで生活苦しく」河口龍夫（大阪地裁17回・2019年6月11日・No.34） … 19
- ・「困っている人を追いつめないで」佐藤キヨ子（大阪地裁18回・2019年10月16日・No.36） … 20
- ・「生活の不安が、自立の妨げに」A. Y（大阪地裁19回・2020年2月6日・No.39） … 21
- ・「保護利用者の実態を伝えたい」小寺アイ子（大阪地裁20回・2020年7月14日・No.41） … 22
- ・原告本人尋問、堰立夫・上野眞治・新垣敏夫・K. S・市賀法雄  
（大阪地裁22回・2020年10月19日・No.44） … 22

## 大阪高裁

- ・「『すこしの安らぎ』を守り恩返しを」小寺アイ子（大阪高裁1回・2021年9月14日・No.52） … 25
- ・「最低限の生活送れないことをわかってほしい」中川信子  
（大阪高裁2回・2021年11月17日・No.54） … 26
- ・「私たちの生活に向き合った判断を」T. M（大阪高裁3回・2022年1月27日・No.56） … 27
- ・原告本人尋問、三木屋晶子・新垣敏夫・S. Z、小寺アイ子  
（大阪高裁6回・2022年9月27日・No.60） … 28
- ・「引き下げで大切な人との時間失った」新垣敏夫（大阪高裁7回・2022年12月7日・No.63） … 30

## 最高裁

- ・「声なき保護利用者の気持ち背負い最後のたたかい」小寺アイ子  
（最高裁・2025年5月27日・No.73） … 31

私は、脳性麻痺で生まれつき手足が不自由で話すことも満足にできず、十分な教育を受けられませんでしたが、手術とリハビリを受け、大学に進学することができました。しかし、大学を出ても仕事はなく親と同居せざるを得ませんでした。

そんな時、仕事もあるから「大阪にきませんか」と誘われました。1990年5月、私は福岡県の小倉から大阪に行きました。ここから私の自立生活が始まるのだという高揚感と不安を持ちました。当初、福祉施設の職員になれると考えていましたが、就職口はなく、福祉施設に通う障がい者の一人として働かざるを得ませんでした。給料は月2万円を超える事はなく、結局生活保護を受給することになりました。

その上、2005年、頸椎の手術を受け、車いす生活を余儀なくされ働けなくなってしまいました。私は、長年の間、「障がい者は働いて食べることをあきらめないといけないのか、人の海の中に参加することはできないのか」、そ

う自問しながら生きてきました。障がい者の社会運動を通じて、思いを同じくする様々な仲間に出会い、社会運動を通じて人の海の中に参加できるようになりました。

障がい者は、霞を食べて生きる仙人ではありません。物を食べる人間です。物を食べるためにはお金が必要ですが、そのお金を自分の力で獲得することはできないのです。こんな私の生活を支えてくれたのが生活保護制度でした。

私が今回訴訟を決意したのは、生活保護基準が物価の

## 基準引き下げは障がい者切捨て

原告 山内一茂さん 第1回期日意見陳述要旨

下落を理由として下げられ、こうした今までの生活が破壊されてしまうと知ったからです。今回の引き下げは、私だけでなく、私の後に続く障がいを持つ者の自立を阻害しています。この障がい者切捨ての動きに対して、どうしても納得がいきません。生活保護制度は私に続く障がいを持つ者の希望をつないでいく制度です。その希望が簡単に傷つけられないように裁判官にはきちんと判断していただきたいと思えます。

### パンフレット購入のお願い

『引き下げアカン！なにがアカン？生活保護基準引き下げ違憲訴訟提訴報告集』パンフレットできました。個人・団体でご活用ください。

## 第2回期日のお知らせ

7月6日(月)

午前 11:00~11:30

大阪地裁第202号法定

※詳細は決まり次第お知らせいたします。

引き下げアカン！大阪の会に  
ご入会ください。

年会費	個人一口	5千円
	団体一口	一万円

※訴訟を支えるためのカンパにもご協力ください。詳細は事務局まで。

### 生活保護基準引き下げ違憲訴訟提訴報告会

- 人間の尊厳を守る闘いを多くの人たちの連帯で
- 「受給者だけの問題ではない」生活保護基準引き下げ違憲訴訟とは
- 原告からの訴え

### 生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える大阪の会

(引き下げアカン！大阪の会) 結成総会

- 私も支援します
- 多くの団体・個人がこの運動に参加を！
- 支援団体のみなさんからの応援メッセージ
- 弁護団紹介
- 審査請求の当事者の声
- 報道記事
- 生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える大阪の会規約
- 加入申込書

引き下げアカン！なにがアカン？  
生活保護基準引き下げ違憲訴訟  
提訴報告集



発行：生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える大阪の会

A4判 32ページ  
定価 500円

私は現在75歳です。大学卒業後は出版社に勤め、寝屋川市で古本屋を営んでおりました。ところが平成17年、所有者から1か月以内に店を明け渡すように告げられ、突然店とお客を失うことになりました。その後、失ったお客を取り戻せず平成23年、ついにお店を畳み、生活保護を受けることになりました。

友人から「恥を知れ！」などとののしられたりしました。しかし、生活保護を受けることで、長年の夢だった古代インド語の研究も大学の図書館でできるようになり、そのことには感謝しています。

保護費切り下げまでは、次の支給まで少しばかりのお金を残すことができていました。しかし、1回目に保護費が下がってからは支給日の前に保護費が尽きるようになり、買いだめしていたラーメン等でのいでいます。

2回目に引き下げられたときは、長年購読していた新聞を止めざるを得なくなりました。生活のためとはいえ、新聞を止めなくてはならなかったのはとても辛かったです。

この4月に3回目の保護費の引き下げがありました。今回減額になる1,120円分はどうぞやっても浮かせられません。

築約50年の木造アパートは、冬は昼間でも室温が10度前後、寒いときは5度以下になります。それでも、暖房の類は一切使わず、厚着をして毛布2枚にくるまってしのぎました。

冬は週1回の銭湯、夏は淀川の支流で行水をして節約しています。もう、これ以上どこも削

るところがありません。

電化製品が壊れたと

きのために少しずつでもお金を貯めておきたいのです。いま冷蔵庫が壊れたら、今の生活は維持できなくなってしまいます。

今回、私が提訴しようと思ったのは、政府が税金の使い道を決めるときに一番声を上げにくいところから削ろうとしているように見え、何とか声を上げる必要があると感じたからです。生活保護利用者も一人の生活者です。裁判所には、生活保護利用者の声に耳を傾けて正しい判断をしていただきたいと思います。

## これ以上、削るところない。

原告 松村健彦さん 第1回期日意見陳述要旨

### パンフレット購入のお願い

『引き下げアカン！なにがアカン？生活保護基準引き下げ違憲訴訟提訴報告集会』パンフレットできました。個人・団体でご活用ください。

引き下げアカン！なにがアカン？  
生活保護基準引き下げ違憲訴訟  
提訴報告集



発行：生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える大阪の会

A4判 32ページ  
定価 500円

### 生活保護基準引き下げ違憲訴訟提訴報告会

- 人間の尊厳を守る闘いを多くの人たちの連帯で
- 「受給者だけの問題ではない」生活保護基準引き下げ違憲訴訟とは
- 原告からの訴え

### 生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える大阪の会

(引き下げアカン！大阪の会) 結成総会

- 私も支援します
- 多くの団体・個人がこの運動に参加を！
- 支援団体のみなさんからの応援メッセージ
- 弁護団紹介
- 審査請求の当事者の声
- 報道記事
- 生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える大阪の会規約
- 加入申込書

## 出前学習会 します。

弁護団・原告がお話します。

- ① 生活保護基準引き下げ
- ② 裁判について
- ③ 住宅扶助基準・冬季加算の引き下げ

などなど

※訴訟を支えるためのカンパにもご協力ください。詳細は事務局まで。

年会費 個人一口 5千円  
団体一口 一万円

引き下げアカン！大阪の会にご入会ください。

私は1948年、沖縄県宮古島で生まれました。当時の沖縄は米軍統治下で沖縄人（ウチナンチュー）をひき逃げしても罪に問われませんでした。琉球育英会の留学生として神戸大学医学部に進学していた1970年、沖縄でコザ暴動がおき、酔っ払いの米軍兵士の車が沖縄人を死亡させ、積りに積もった沖縄人の怒りが爆発しました。私は、これに強い衝撃を受け大学を中退し、以降専従活動家として沖縄問題等に組み込まれました。

## 保護費減らし、防衛費増額は矛盾

原告 S. Z さん

第2回期日意見陳述要旨

以来40年経過した2001年の夏頃、心臓発作が起こり、診断の結果、手術ができず投薬による治療しかなく、長距離を歩く等心臓に負担をかけてはならないと指示を受けました。そのため私は働けなくなり、生活保護を受給せざるを得ませんでした。生活保護を受ける前は数年に一度、故郷の宮古島に帰っていたのですが、それもできなくなり望郷の思いは募るばかりです。

そういう中、1回目の保護費引き下げがあり、毎日の支出を2,000円以内に切り詰め、新聞もやめざるを得ませんでした。2度

目の引下げのとき毎日の支出を1,500円に、3度目の引き下げには毎日500円以内を目標にし、超えても1,000円以内に収めるようにしました。

キャベツやホウレンソウ等の野菜を含め物価があがっているため、近くのスーパー全てを回り、最安値で買っています。ここまで切り詰めても支給日直前には保護費は尽き、家

保護費引下げで、ライフワークである沖縄基地関係の

集会や勉強会などに行く交通費を出すことが難しくなっています。

憲法25条は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しています。これは、憲法が保障する権利です。予算の有無で左右されるものではありません。保護費を削減する一方で、防衛費を増額すること自体矛盾しています。

裁判所におかれては、行政に屈服したり、おもねることなく、独立して司法権を行使するとの矜持を持って憲法25条を生かす判決を下して頂くようお願いいたします。

## 原告交流会しました！

6月13日第2回原告交流会を開催し、50人近くの原告・支援者が参加しました。51人の原告で交流を深め、長く続く訴訟に力合わせてがんばろうとの思いを確かめ合うために開きました。

最初に弁護団から「裁判とは」というテーマの話があり、訴訟の手続きや流れなどについて理解が進みました。その後は、テーブルに分かれて近況や裁判への思いを交流し、出された意見を発表しました。

「仲間がいることがとても力になる」「これからがんばっていききたい」などが出され、運動が社会だ

## 第3回期日の日程

日付:10月19日(月)

時間:午後3時～

場所:大阪地裁

202号大法院

けでなく人を変えていく力になることを実感しました。(右写真)



私は、熊本県で4人兄弟の末っ子として生まれました。家は貧しく中学卒業後、洋裁学校に進み神戸や大阪で服の寸法直しやミシンの関係の仕事をしていました。仕事そのものは楽しかったですが、福利厚生がなく低賃金で厚生年金にも入れませんでした。

経済的に行き詰まっていたころ、子ども4人を抱えて生活保護を受けているシングルマザーから生活保護を勧められましたが、当時はまだ自分も若くて元気もあり、その人と一

緒にみられたくないと感じて断り、

昼は飲食

店の店員、夜は銭湯の釜洗いで働く道を選びました。

52歳のときに清掃の正社員の仕事に転職し、一生懸命仕事を覚えて新人教育も任せられる立場にまでなりました。定年後もパートで残してもらいましたが、年金の受給資格まであとわずかだった68歳のときに契約を打ち切れ、市の水道局に1年だけ働かせてもらい、69歳で年金の受給資格を手に入れました。仕事を続けたくとも足と腰が悪くなり、年金だけでは生活できず生活保護を申請しました。

衣服は譲ってもらった服をリフォームして使っています。食費は切り詰めています、白米だけでは生きていけません。野菜や果物は特売日に多めに買いこんでいます。消費税のアップで化粧品や味噌や洗濯粉といった日用品の値上がりを日々実感しています。

年を取ると人は孤独になります。病気がちな人は余計にそうでしょう。近所付き合いをするにはお金も必要ですし、私自身もともと人づきあいが得意でもありませんので、自分

で線を引いてしまうのです。

人が生きるには

生き甲斐となる何かが必要です。私も仕事をしているときはとても楽しかったです。今は、この裁判を通じて得た仲間とともに頑張っています。

生活保護で生かしていただいていることには感謝します。ただ、どうして一番弱い者から先に削ろうとするのか、その点が納得できず裁判に訴えることにしました。

ぜひ、私たちの言い分に耳を傾けていただければと思います。

## どうして一番弱い者から削るのか

原告 Y. E さん

第2回期日意見陳述要旨

## 寝屋川支える会結成総会

生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える寝屋川の会が7月3日、結成総会をおこないました。寝屋川では松村健彦さんが原告として裁判を闘っています。総会では、弁護団事務局長の和田信也弁護士から、厚生労働省が引き下げの理由としたデータがいかにデタラメなものかの話がありました。基準引き下げは、社会保障制度への全面的な攻撃のひとつです。「最低限度の生活」を守る裁判に勝利したいと思います。

寝屋川支える会 城山



## 第3回期日の日程

日付:10月19日(月)

午後1:30~2:00

街頭宣伝 場所:淀屋橋駅前

午後3:00~

第3回期日

場所:大阪地裁202号大法廷

午後3:45~

屋外報告集会(雨天決行)

場所:中之島公園(京阪なにわ橋駅1番出口前の広場)

※期日で開始時間が遅れる場合あり

私は昭和15年12月に青森県東津軽郡で生まれました。中学卒業後集団就職で東京に出て製本工として働き始めましたが、裁断機で親指と人差し指の第1関節を切断する労災事故にあい辞めました。

その後日雇労働者として働き、50歳過ぎからは現場監督と会社の金庫番を任されるようになりました。私は世話好きな性格で現場からの帰り道に酒屋で買ったお酒を皆にふるまったりし、仲間たちから人気がありました。

しかし、社長ともめて会社を辞めました。貯金も尽き平成13年頃

から大阪城公園で野宿を始めました。私が野宿をしているのを知った昔の仲間たちが「昔世話になったから」と5千円とか1万円とかを置いていってくれました。この頃、野宿者を支援する団体の相談会が大阪城公園であり、生活保護を申請し、今日に至っています。

野宿から脱却できた私は恩返しをしたいと思い、その団体に生活保護の申請に同行したり、生活保護を受けるようになった人のアパートや病院を訪問する活動をしています。

その交通費をねん出するため、できるだけ節約しています。朝はパンとスープとバナナ1本、昼は数百円の弁当、夜は自炊のご飯とスーパーの100円か200円の惣菜と発泡酒1本を飲むだけです。野宿していたときのシャツを今も着ており、服や下着類は年1回買うかどうかです。

しかし、保護費は平成25年8月から1,080円も下がり、11万6,690円になりました。期末一時扶助も減りジワジワと苦しくなっ

ています。支援した人にはできる限り多く会いに行きたいのですが、今回

## 基準引き下げで生きがい制約される

原告 越前 和夫さん 第3回期日意見陳述要旨

の引き下げでその回数を減らさざるを得ません。こうした活動は贅沢だという人もいるかもしれませんが、しかし、病院で孤立して不安に思っている人に会いに行き、退院後の世話をし、喜ばれたり感謝されたりすることが私自身の喜びであり生きがいなのです。保護基準の引き下げによって、こうした活動を制約されるのは、私が私らしく生きられないということであり、私にとっては大変な苦痛です。引き下げは撤回していただきたいと思います。

## 原告交流会「みんなで食べるとおいしい」

昨年10月4日の日曜日、原告交流会を46人（原告・弁護士・支援者含む）の参加で開催しました。3回目となる今回は、羽衣パーベキューガーデンで行いました。

炭の火おこしや、野菜の下ごしらえ、お肉を焼く係などみんなで手分けし、「みんなで食べるとおいしいね」「たまには外で食べるのもいいね」とワイワイと楽しく交流しました。支援する会では、定期的に原告交流会を開催し、普段感じていることや、裁判の感想や思いなど気軽に語り合える場に行きたいと思っていますので、これからもお気軽にご参加下さい。

(大生連 江田)



## 第4回期日ご案内

日付：2月19日(金)

▶午後1:30~2:00

街頭宣伝

場所：淀屋橋駅前

▶午後3:00~

第4回期日

場所：大阪地裁  
202号法廷

▶午後3:45~

報告集会

場所：中央公会堂  
小集会室(3階)

私は1952年11月、大阪府大東市で生まれました。家は貧しくいつもお腹を空かせていたことを覚えています。

高校中退後、溶接工として造船所や重量鉄骨橋梁の工場で下請工として働いていましたが、59歳のとき腰椎板ヘルニアと脊柱管狭窄が重なり、2011年9月、生活保護を受給せざるを得なくなりました。

受給直後、生活保護を受給することになるとは思っていなかったので、強いショックを受けまし

た。自分はダメな奴だと落ち込み、

自殺しようかとも思い、しばらく酒を飲んで毎日を過ごしていました。この頃、私はアルコール依存症の一手手前だったと思います。

私の生活費は、年金と生活扶助費を合わせて約8万円です。果物は高く買えず、5本で100～150円程度のバナナしか買えません。生活保護受給前後で、体重は63キロから59キロに減りました。医師からはもっと食べるよう言われています。

節約のため、テレビの電源は入れず主にラ

ジオを聞いています。エアコンは熱帯夜するとき以外は使いません。夏はシャワーで済まし、冬は湯を張るのを2日に1回にしています。保護費では、親戚付き合いなど考えられません。香典も千円以上はとて払えません。

今私が困っているのは、冬をどうするかです。もう5年も同じ上着を使い続けているので、そろそろ買い替える必要がありますが、どんなに安くても3千円程度はします。しかし、限られた保護費ではそのお金が出てこな

いのです。

今回、行政が強行した生活保護基準

## 基準引き下げは憲法 25 条に反する

原告 堰 立夫さん 第3回期日意見陳述要旨

の引下げは、憲法25条1項に反するものではないでしょうか。

私の学歴は中学卒業なので難しいことはわかりません。しかし、学校の社会科で学んだことは覚えています。三権分立といって司法・立法・行政の3つは相互に独立した機関であるということです。裁判所におかれては、独立した立場で、行政が行った生活保護費の引下げが憲法違反であるかを判断して頂きたいと思います。

## 阪南地域「支える会」

### 第1回役員・事務局合同会議を開催

2015年12月11日に結成された「生活保護基準引き下げ違憲訴訟をささえる阪南地域の会」は1月28日、岸和田生健会事務所で第1回役員・事務局合同会議を開きました。役員・事務局のほか、原告のIさんも討議に加わりました。

「現時点で、団体会員が5団体、個人会員が50人になりました」との山田英子岸和田生健会会長(会計担当)からの報告には、期せずして拍手が起きました。期日ごとを目安にニュースを発行すること、合同会議を毎月第3木曜日に開くことなどを申し合わせました。(阪南地域の会 小林)

## 第5回期日ご案内

日付：5月25日(水)

▶午後1:30～2:00

### 街頭宣伝

場所：淀屋橋駅前

▶午後3:00～

### 第5回期日

場所：大阪地裁  
202号法廷

▶午後3:45～

### 報告集会

場所：調整中

# 原告が意見陳述 第4回期日

## 生きがいを

## 奪われている

大石正弘さん

私は1943年3月、島根県江津市の貧しい家の五男として生まれまし

た。中学を出て大阪の製材木工会社、床屋、折り箱の製造、ボルトナット製造や大衆食堂などで働いてきました。30歳の頃に独立し、2人の子どもを育てながら約25年そば屋をやっていました。借金等のため55歳で店をたたみました。その後、小学校や社員寮の調理係の仕事をしてきましたが、子育てに追われ、自分の老後を考える余裕もなかったため無年金です。

06年から生活保護を受けています。ようやく自分の時間がもてるようになり、趣味の将棋をしたり、社会情勢などを考えたりするようになりました。その点では私は生活保護制度には心から感謝しています。

しかし、保護費が初めて引き下げられたのは2013年の夏ですが、その年末、私は南海高野線初芝駅の構内で突然倒れました。原因は栄養失調による貧血でした。食費を節約しようとスーパーの見切り品などで間に合わせていたので体重が大幅に減っていたのです。贅沢したいとは思いませんが、たまには肉類や新鮮な魚や果物を買いたいと思っても手が出ません。

私の楽しみは年に数回、堺東や新世界に趣味の将棋を打ちに出かけることです。それもできなくなりました。生きがいをどんどん奪われているような気がします。

## 生活保護は

## 命のセーフティ

## ネット

仲村義男さん

私は1946年5月、四人兄弟の長男として大阪市大正区で生まれました。木工所を営んでいた父が病気になる、私が家業を継ぎました。

28歳で結婚した頃、木工所の経営は順調で工場を3倍くらいに広げまし

た。しかし、仕事に没頭し過ぎて家庭を大事にできなかったのか、妻から離婚したいと告げられました。離婚は私にとってものごくつらい出来事でした。心の支えを失った私は自暴自棄になって仕事に身が入らなくなり、バブル崩壊の不況も相まって借金の返済ができなくなり木工所を廃業せざるを得ませんでした。

その後、借金返済のために働く生活が約10年続き、さらにトラックの運転手をしたり、派遣会社で仕事をしましたが、派遣会社もクビになり、仕事も見つからず、お金も底をつきました。

家族や仕事を失った絶望感から人生に嫌気がさし、私は自殺を決意しナイフを自分の胸に突き刺しました。15センチほど貫通したナイフは肺や心臓の間をすり抜けたため臓器に傷がつかず、奇跡

的に私は助かりました。

退院後、生活保護を受けることになりましたが、一命を取り留めた私は、まだ自分は死ぬべきではないと神様が言っているような気がして、これからは自分のためではなく人の役に立てるような生き方をしようと思っています。

命のセーフティネットである生活保護に私は本当に助けられています。裁判官には、私たちが日々切り詰めて生活していることを十分にご理解頂き、判決を下して頂きたいと思えます。

個人・団体会員のみなさま

### 2016年度会費納入のお願い

日頃は当会の運営にご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、新年度を迎え、当会の活動を財政面でも安定させ、裁判支援等の活動に益々取り組んでいくためにも、本年度の会費納入をお願い申し上げます。会費納入は、郵便振替または、期日ごとに開く報告集会にて申し受け致します。

私は1954年、露天商の長男として石川県金沢市で生まれました。仕事柄全国を転々しましたが、今は大阪で暮らしており、現在62歳です。

30代半ば頃から始めたトラック運送の仕事は順調でしたが、49歳の頃、激しいめまいに襲われ何度か事故を起こしたため、廃業せざるを得ませんでした。その後、足の血管が詰まって歩けなくなるくらいのもめまいや吐き気に襲われ、54歳の頃、手術を受けました。

内縁の妻から離婚さ

れた私は頼る家もなく、お金も底をつき、生活保護を申請しました。

保護利用後もハローワークに通い、多いときは月に5、6社くらい面接を受けていましたが、私を採用してくれる会社はありませんでした。就職できないことは本当にしんどく、1年ぐらいうつ病と診断され、働くこと自体が難しくなりました。

保護費引き下げ以前は、昼に500円の弁当を買い、週に1回はおかずの品数の多い弁当を買っていました。映画は無理でしたが、年に数回は300円や500円ぐらいの古本を買う等するのが少しの楽しみでした。

しかし、引き下げ後、昼の弁当を400円にし、おかずの品数が多い弁当は2、3週間に1回に減らしました。それでもお金は足りず、衣服や下着も買えず、古くなった服や下着をずっと使っています。

年に数回、安い古本等を買うとい

## “少しの楽しみ”すら奪われた

原告 N. N さん 第5回期日意見陳述要旨

う“少しの楽しみ”すら奪われた私は、国から「あなたたちは何もせずずっと寝とけ」と言われているような気がします。

保護費が下がっても今までと同じだけの生活ができるなら納得できますが、それもできず、今まで以上の我慢を強いられるのは納得できません。国には保護費を下げる理由についてきちんと説明していただきたいです。

東京・日比谷野音

## 25条守る共同広げよう



晴天に恵まれた5月12日、東京日比谷野音において「社会保障・社会福祉は国の責任で！憲法25条守る5・12共同集会」が開催され全国から3500人が参加しました。

この集会は、憲法25条を守り「しあわせで人間らしく生きていける社会」を願う様々な分野の人たちが

集まり開催したものです。呼びかけ人の一人である尾藤廣喜弁護士は基調報告の中で、医療・介護・年金・生保等各分野の現状を報告。「25条の解釈改憲と言ってもいい状態。貧困と格差はさらに広がっている」と指摘し、共同の運動が大切であることを強調しました。その後、国会議員挨拶、各分野からの発言、集会アピール採択、国会請願デモと続き、広くアピールを行いました。昨年の25条集会に続き、今後の共同を進める上でも大きな集会となりました。

### 第6回期日ご案内

9月9日(金)

▶午後1:30~2:00

#### 街頭宣伝

場所：淀屋橋駅前

▶午後3:00~

#### 第6回期日

場所：大阪地裁

202号法廷

▶午後3:45~

#### 報告集会

場所：大阪弁護士会館

10F会議室

(事務局 雨田)

私は1944年7月貝塚市で生まれ、現在71歳です。中学卒業後、毛布の図案を描く仕事や機織り、病院の看護助手、ミシンの営業などをして2人の娘を育てました。

2000年頃カラオケ喫茶を開業しましたが、心臓の手術のため休業せざるを得なくなり、赤字続きになりました。

2013年、年金を担保に生活を立て直そうとした矢先、突然股関節に激しい痛みを感じ歩けなくなりました。肝炎の治療に使っていたステロイド剤の副作用で股関節が壊死してしま

ったのです。人工関節を入れるしかありませんでした。股関節の激しい痛みで歩くことも働くこともできず、2013年12月生活保護を申請し、翌年1月股関節の手術をし、その後自己破産をしました。

これまで節約に努めてきましたが、保護費が減額されてから生活はますます厳しくなりました。医師から「バランスのとれた食事をするように」と言われても、作り置きした同じ惣菜を何日も食べざるを得ず、バランスのとれた食

事をとることはできません。

双子の孫から絵本やおもちゃがほしいと言われても買ってあげることができません。さらに、人付き合いをあきらめることも多くなったことは一番辛いことです。

人が生きていくためには栄養のある食事や、友人や家族と交流することが必要です。自分より厳しい環境で生活している人がいるからといって、自分の生活水準を下げたら、みんなの生活がますます悪くなるばかりです。私は

みんなの生活を守りたいと思って、原告にな

## 裁判通してみんなの生活を守りたい

原告 A . K さん 第5回期日意見陳述要旨

ることを決めました。

私は生活保護にはとても感謝しています。しかし、粗末な食事しかできなかつたり、一人ぼっちで過ごしているだけでは、単に「生かされているだけ」みたいでやるせない気持ちになります。

私は裁判を通じて生活保護を受けている人が卑屈になるのではなく、心にゆとりのある暮らしを送れるようにと願っています。裁判官には、心ある判断をしてくださるようお願いいたします。

## 門真・守口支える会が結成総会



7月18日、門真・守口支える会を結成し、11団体100人を超える参加がありました。『生活保護基準引き下げは憲法違反—この裁判の意義』と題して、由良尚文弁護士、富田真平弁護士が講演。

全く生活保護制度を知らなかった人にも理解が深まりました。最後に原告代表も決意表明。もっと原告を広げ、市民にもこの裁判のことを知らせる運動を強める、世話人体制を早急につくることなどを確認しました。

### 第6回期日ご案内

9月9日(金)

▶午後1:30~2:00

#### 街頭宣伝

場所：淀屋橋駅前

▶午後3:00~

#### 第6回期日

場所：大阪地裁  
202号法廷

▶午後3:45~

#### 報告集会

場所：大阪弁護士会館  
10F会議室

私は、昭和47年大東市で生まれ、両親、姉、妹と共に生活していました。父親が勤めていた鉄工所代表者の借金を被らされ借金取りが来るようになった結果、私が小学3年生の時、両親は離婚し父親が出て行きました。

母は心労からうつ病となり、私の家庭は生活保護を受給することになりました。私は、周りの人の見る目が明らかに冷たくなったことをはっきりと感じました。母が一生懸命節約して買ってくれたローラースケートについて、近所の人から「なんでそんな高いもん買えるんや。」と言われ、お店に返却したことがありました。また私は小中学校でいじめに遭い、不登校になりました。

私は、学校や先生に対する不信感から中学卒業後に働き始めました。生活が苦しかったので、給料をほとんど家計に入れていました。しか

し、人間関係等がうまくいかず、退職後仕事を転々としました。

平成11年ころから派遣会社に登録し、手取り16万円くらいでした。ある時、母から家賃の滞納を打ち明けられ、やむなくサラ金から借り入れて支払いましたが、私たちは住宅を退去せざるを得なくなりました。私は母への反発から一人暮らしを始めました。

その後も苦しい生活が続きました。不景気の影響で何度も雇止めに遭い、ようやく仕事を見つけても、給料のほとんどは借金返済に消えていきました。しかし、平成18年頃私は妻と知り合い結婚し岸和田市に引っ越しました。

引っ越した時、私は37歳で妻は44歳でした。私と妻は無職だったのですぐに就職活動をしました。私は「中学校卒業、運転免許なし」、

妻も「体調不良、両ひざに痛みあり」という理由で断られ続けました。そのため、私たちは生活できなくなり生活保護の申請に行きました。当時所持金は200円しかありませんでしたが、「年齢が若い」「仕事は探せばある」と門前払いに遭いました。私は10か月の間に合計6回も申請し続け、ようやく生活保護を受給できました。また、岸和田市を訴え3年9ヶ月にわたる裁判に勝訴しました。

私たちは生活保護を受給できた結果、1日3食の食事ができるようになり、週に2回銭湯に行くことができ、その後お風呂のある市営住宅へ引っ越すことができました。私は、何度も妻に対し離婚を申し出ましたし、自殺しようとも考えました。しかし、妻は苦しい生活を一緒に過ごしてくれました。

## 当たり前前の福祉実現を

原告 市賀 法雄さん 第6回期日意見陳述要旨

私たちは現在、新聞配達をして収入を得て

いますが、基準以下の収入なので、生活保護を受け続けています。引き下げが行われ、私たちの生活は一層苦しいものになりました。1日3食をとるため片道40分かかる店に行き、服や下着を買う余裕はありません。妻の父のお墓参りも年2回から2年に1回にしました。片道2000円の交通費を捻出することが難しくなったからです。

私は、少年の頃から生活保護の家庭で生活し、周囲から冷たい目で見られてきました。また、本当に苦しい生活を強いられているのに生活保護の申請を何度もはねつけられました。憲法25条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を認めています。国は、困窮している人に対して人間らしく生きるために当たり前前の福祉を実現してほしいと思います。

**第7回期日  
ご案内**  
11月30日(水)

▶午後1:30~2:00  
**街頭宣伝**  
場所：淀屋橋駅前

▶午後3:00~  
**第7回期日**  
場所：大阪地裁  
202号法廷

▶午後3:45頃~  
**報告集会**  
場所：大阪市中央公会堂  
小集会室

私は昭和20年11月、京都市で生まれ、現在71歳です。家は農家を営んでいましたが、私が小学生の頃、父がケガで働けなくなり、生活保護を受けるようになりました。近所の人から「ちゃんと働かないと」と嫌味を言われたり、学校でも白い目で見られました。

また、私にはひどい吃音（どもり）があって授業で本を読み上げることができず、日常生活でもほとんどしゃべりませんでした。

中学卒業後すぐにテレビ部品製造工場で働き始めました。職場の同僚たちは、私の吃音を馬鹿にせず、職場の労働組合の学習会やレクレーションでも、私が話すのをじっくり待つ

てくれました。おかげでだんだん話せるよ

うになり、吃音が治りました。人生の転換点でした。

その後、電気工事士の資格をとり、電気工事会社に転職し、年収600万円を稼ぐ時もありました。

48歳のとき、16年間勤めた電気工事会社を辞めました。その後、日雇い建設作業員として働きましたが、高齢のため仕事がなくなり、貯金を取り崩す生活となりました。65歳頃には蓄えも尽き、年金だけでは生活できず、身体の調子も悪く生活保護を利用することにしました。

生活保護申請後に検診を受けたところ、進行性の前立腺がんが見つかりました。他に慢

性胃炎等もあります。

保護費は、1回目の引き下げで1000円弱下がり、次の引き下げでも同じくらい下がりました。「バランスの良い食事を三食きちんととるように」という栄養士からの助言に従い自炊していますが、保護費引き下げにより生鮮食料品の値上がりをひしひしと感じています。

70歳になってからは年齢区分の変更で5000円以上も下げられたため、いくら切り詰めても、少しでも油断すると年金支給日前の偶数月の月初めにはご飯と塩こぶだけになるので買い物では必死にお金の計算をし

ています。「年寄り早くこの世から去れ」

## 年寄りはこの世から去れというのか

原告 奥川 秀美さん 第7回期日意見陳述要旨

と国から言われているみたいです。

タバコも酒もほとんどやらない私には、地域の市民団体の友人たちとのつながりが生きる支えになっています。しかし、引き下げの影響等で楽しみにしている市民団体の日帰り旅行も参加できていません。

専門家の意見では、高齢一人暮らし世帯は月4000円上がるはずだったと聞きました。それを逆に引き下げるなどとても許せません。

裁判所には、是非私たちの生活実態をきちんと見て、国のあやまちを是正し、憲法25条と13条（個人の尊厳）を守る判決を出してほしいと思います。

### 第8回期日 ご案内

3月13日(月)

▶午後1:30  
~2:00

#### 街頭宣伝

場所：淀屋橋駅前

▶午後3:00~

#### 第8回期日

大阪地裁202号法廷  
※今回は、傍聴抽選に外れた方向けの学習会は開催できません。報告集会へご参加ください。

▶午後3:45頃~

#### 報告集会

場所：西天満公園  
(裁判所正門前)

私は昭和10年8月、長崎県南島原市で7人兄妹の4番目として生まれました。中学卒業後24歳のときに結婚し3人の子どもに恵まれました。大阪に出稼ぎに行った夫が安定した仕事を見つけてきたので昭和38年ころ、大阪に引っ越しました。

夫の会社で社長の使い込みが発覚し会社は倒産し夫は失職しました。以来、夫は人間不信になり、お酒に溺れ、借金してでもお酒を飲むようになり、亡くなるまで入退院を繰り返していました。

夫の借金や医療費の支払いのため、私は清掃などの仕事につき息子も家計を助けてくれました。

しかし、息子がうつ病になって仕事ができな

くなり、私もケガで退職することになりました。

収入は年金の月約8万円です。家賃の5万円をひくと残りは約3万円です。そこから水道光熱費や食費、医療費をだすととても生活をしていくことはできません。

私は6回も堺市南区役所に行き生活保護を受給したいと相談しましたが、「娘がいるから申請できない」「親戚に頼んでからでないと申請できない」と全く相手にしてもらえませんでした。

私たちは精神的に追い詰められ、自殺を考えるようになりました。自殺を決意した日、私

たちは家財道具をのこぎりでバラバラにして全て捨て、部屋もきれいに掃除しました。私は死ぬ前にお参りしなければならないと思い神社に向かいました。その途中、「なんでも相談」というのぼりを立てた市民団体の事務所を見かけたのです。私は思わず事務所に駆け込みました。そこで出会った方々に助けられ、私は平成23年6月、ようやく生活保護を受給できることになりました。

私は節約につとめていますが、今回の引き下げにより、さらに切り詰めなければならなくなりました。1時間以上歩いて安いスーパーを探し、時には自宅の裏山の山菜を採って

食事に充てるようにしています。

築40年

以上の公

団住宅は冬はとても冷え込みますが、引き下げ後は一切暖房を使わず部屋で毛布と布団をかぶって過ごしています。入浴も夏場は2日に一度のシャワー、冬は湯船に浸かるのは3日に1度になりました。

今回の引き下げにより生活は追い詰められ不安でいっぱいです。私は高血圧の薬を服用しています。お医者様からは、健康のために野菜をたくさんとるように言われていますが、野菜は高くなかなか買うことができません。

裁判官には、このような生活保護受給者の現状を知っていただいた上で、公正な判断をしてもらいたいです。

## 保護受給できず自殺も考えた

原告 鶴田カツエさん 第8回期日意見陳述要旨

**第9回期日  
ご案内**  
6月16日(金)

▶午後1:30  
~2:00

**街頭宣伝**

場所：淀屋橋駅前

▶午後3:00~  
**第9回期日**

大阪地裁202号法廷  
※傍聴抽選に外れた方は、  
弁護士会館201号室にて  
開催する学習会へご参加  
ください。

▶午後3:45頃~

**報告集会**

場所：弁護士会館  
201号室

私は昭和9年、名古屋市で裕福な家庭の6人きょうだいの3番目として生まれ、6歳まで乳母がついていました。

30代で結婚し夫は事業を始めましたが、平成16年ころ、裏書きした手形が不渡りになり、数千万円の負債を抱え、取立屋が押しつけてきました。

夫は借金取りを恐れて家にも帰ってこなくなりました。私は夫に代わって債権者と話し合い、夫に廃業させ、従業員にも退職金を支払いました。

このためまったくの無一文となり、私が72歳のときに生活保護を受給するようになりました。

以後、生活費は切り詰めてぎりぎりの生活をしていま

す。食事も特売品を買い、夏はシャワーで体を拭くだけにし、湯船にお湯をはっても、その水でトイレを流すようにしています。

エアコンは夏も冬も全く使いません。夏は暑さを我慢するしかなく、冬は電気毛布で暖をとっています。家はすきま風がひどく冬の寒さはこたえます。

私は近所の宗教団体が行う宗教行事の準備や後片付けやお掃除などを手伝い、お供え物のお菓子や宗教行事で使うごはんを少し分けてもらって食費を浮かせています。しかし、お供え物のお裾分けを期待して手伝うのは人間としてはたいへん惨めな状況だと思っています。

す。

私は現在82歳で最高齢の原告ですが、大腸癌の手術をし、その後大腸ポリープが見つかり摘出手術を受けています。このほか右膝や腰、左股関節が悪く、目がよく見えないときがあります。

医療費を生活保護費から支払ってもらっていることには大変感謝していますが、一昨年8月、自転車事故で怪我をしたとき、吹田市役所から「医療扶助は出せません。加害者に支払ってもらって下さい」と言われました。加害者に請求しても誠実な対応がなく、弁護士さんに相談せざるを得なくなりました。

また、大腸ポリープの経過観察や右膝や腰

痛の診察を同じ病院で受けたいと思い、タクシー代を吹

田市役所にお願いしましたが「タクシーを利用して通院する必要性がない」と言われました。しかし、右膝の痛みや腰痛のためタクシーなしでは病院に通えず、弁護士さんに相談せざるを得なくなりました。

私は生活保護制度にはたいへん感謝しています。しかし、節約に節約を重ねてぎりぎりの生活をしているのに、その保護費でも高すぎるとして引き下げることは本当に正しいことなんでしょうか。

裁判官には、このような生活保護利用者の生活実態をしっかり理解していただき、公正な判断をしてもらいたいです。

## 節約重ねてぎりぎりの生活

原告 A.Mさん 第9回期日意見陳述要旨

### 第10回期日 ご案内

9月7日(木)

▶午後1:30  
~2:00

#### 街頭宣伝

場所：淀屋橋駅前

▶午後3:00~  
第10回期日

大阪地裁202号法廷  
※傍聴抽選に外れた方は、弁護士会館にて開催する学習会へご参加ください。

▶午後3:45頃~

#### 報告集会

場所：弁護士会館  
10階会議室

私は1960年、大阪府交野市で生まれました。高校中退後、お寿司の製造工場などで働き1987年に結婚し長男と次男を出産しました。

しかし、夫は今でいうDV夫で、殴る、物を投げつける、ののしるなど、私は様々な暴力を受けました。夫は家にお金を入れず、家計が苦しいと訴えると「俺が稼いだ金を俺が使うのは当然や」と罵倒されました。私がパートに出ると夫は私の稼ぎの分だけ家にお金を入れず、私の帰宅予定時間が1分でも遅れたら罵倒されました。夫のDVに苦しめられているとき、私と子どもたちの心の支えとなったのが捨ててきた猫でした。

2005年の冬、家計は一層厳しくなり、夫の罵倒もひどくなりました。家庭のピリピリした雰囲気を感じたのか下の子が血便をするようになり、上の子が包丁を持って後ろから夫をにらみつけているのを見て、このままだと上の子が夫を殺してしまうと思いました。

思い切って子どもたちに家を出て行こうと相談すると「猫を連れていけるならいいよ」と言ってくれ、私たちは猫と一緒に実家の府営住宅に転がり込みました。着の身着のまま実家に転がり込んだ私たちを支援団体の方が支えてくれ、生活保護も支援団体の援助で受けられるようになりました。夫と居るときは

ピリピリしていた子どもたちが「大の字になってこんなにゆっくり寝れたん初めてや」と笑顔で話すのを見て、私の決断は間違っていなかったと思いました。

家出するとき一緒に連れてきた2匹の猫は13歳になりました。1匹は目が見えなくなり、軽い認知症にもかかっているようです。夫のDVで苦しめられているとき私たちを支えてくれた猫は家族の一員です。生活保護を受けようになっても大切な猫を手放すことなど考えられません。

引き下げにより生活は苦しくなっています。

切り詰めるものは食費と被服費程度しかなく、服の購入は極力控

## 心を支えてくれた猫は贅沢なのか

原告 K . S さん 第10回期日意見陳述要旨

え、破れたら繕っています。また、人付き合い自体を控えることが増えました。引き下げ前は小銭をためたお金で猫を病院に連れていくことができましたが、今はそれもできません。

憲法25条は健康で文化的な最低限度の生活を保障しています。私たちが生きていくためには、DVで辛かった時に心の支えとなったかけがえのない猫を診察に連れていくことさえ諦めろというのでしょうか。それが本当に文化的な生活といえるのでしょうか。裁判所には本当に今回の引き下げが正しいのか考えていただきたいと思います。

### 第11回期日 ご案内

12月11日(月)

▶午後1:30  
~2:00

#### 街頭宣伝

場所：淀屋橋駅前

▶午後3:00~

#### 第11回期日

大阪地裁 202号法廷  
※傍聴抽選に外れた方は、弁護士会館にて開催する学習会へご参加ください。

▶午後3:45頃~

#### 報告集会

場所：弁護士会館  
10階会議室

私は、1963年に大阪の高槻市で生まれました。親と折り合いが悪かったため、16歳の頃に家を出て自力で生活するようになりました。その後、19歳の時に、当時の内縁の夫との間に息子を身ごもり、出産のために一時的に生活保護を利用しました（なお、内縁の夫とは妊娠発覚後に別れました）。

私は、息子に貧乏な生活をさせたくなかったもので、仕事を掛け持ちして、朝から夜まで働きました。しかし、景気の悪化により、2006年頃から短期の仕事しか見つからなくなり、収入が減っていきました。さらに、2010年頃には、

上司からパワハラを受けてうつ病になり、働けなくなってしまいました。

その後、2011年頃に、息子が結婚を機に家を出たことから、貯金を切り崩しながら生活するようになったのですが、やがてお金がなくなり、家主からマンションの明け渡しを求められたり、病院に行けずうつ病が悪化する状態になりました。

このような経緯から、2012年2月頃には、自殺も考えるようになったのですが、生活相談を受け付けている団体から生活保護の利用を勧められました。私は、行政に不誠実な対応をされた経験から、行政には頼りたくないと考えていたのですが、この時ばかりは頼ら

ざるを得ず、生活保護の申請をしました。

その後、何とか生活ができていたのですが、2014年の生活保護費の減額や消費税の引き上げにより、生活がより一層厳しくなりました。少しでも安い物を買おうと、スーパーの弁当の半額セールタイミングを見計らって弁当を買うようになったり、シャワーを2日に1回にする、美容院に行かずに自分で髪を切るなど、できる範囲で節約しています。洗濯機の排水がかなり悪くなっているのですが、新しい洗濯機を買うお金はありません。

今、私の唯一の心の支えは、生活保護を利用

する前から飼っている2匹の猫の存在です。ただ、2

## 引き下げに不安。声を上げなければ。

原告 玉城和美さん 第11回期日意見陳述要旨

2017年10月に、1匹の猫の胸に腫瘍ができました。高齢なので、癌なのではないかと心配していますが、病院に連れて行けるだけのお金がありません。死んでしまった時には火葬をしてあげたいのですが、今の貯金額ではできそうにありません。

生活が苦しく、今後の生活について非常に不安を感じています。これ以上保護費が減額されてしまうと、自分はどうになってしまうのだろうかと思います。ここで声を上げなければいけないと思い、原告になることを決意しました。

### 浪速区で「確認カード」を返還

大阪市浪速区の生活保護利用者14人が11月17日、同区生活支援課に対し写真付き確認カードを返還しました。引き続き、大阪市と実施4区に対し、保護利用者の尊厳を踏みにじる「確認カード」の廃止を要望し、交渉や返還行動に取り組んでいきます。



「確認カード」と保管用の写真をシュレッターにかける浪速区担当者（右）。

### 第12回期日のご案内

2018年2月21日(水)

午後1:30 淀屋橋駅宣伝

午後3:00 第12回期日

大阪地裁202号法廷

午後4:00頃 報告集会

大阪グリーン会館2Fホール

私は、昭和29年4月大阪市大正区で生まれ、現在63歳です。高校卒業後建設現場で働いていましたが、26歳の頃突然高い場所に恐怖を感じるようになり、仕事を続けられなくなりました。

千葉の京葉道路のパーキングエリアで働いていたとき、突然めまいに襲われました。目がぐるぐると回って平衡感覚がなくなり起き上がれなくなったのです。原因が分からず、治療もうまくいかず、退職せざるを得ませんでした。

その後もめまいは収まらず貯蓄も底をつき、親族のいる大阪に戻り平成25年6月、生活保護の利用を開始しました。めまいの原因はわからず、今

もめまいで起き上がれないときがあります。また糖尿病や網膜剥離にもなりました。

引き下げ後食費を節約していますが、医者から糖質制限、塩分制限、タンパク質制限を受けているため節約には限界があり、他のところを削るしかありません。新聞をやめ、かわいがっていた姪っ子の結婚式にも祝儀が出せず欠席せざるを得ませんでした。

枚方のケアハウスにいる95歳の母に月4回は行って世話をしていましたが、往復1700円の交通費が出せずケアハウスに行くのを2回に減らし、お金がないときは自転車で片道2時間以上もかけて行くこともあり、高

齢の母の世話も満足にできなくなりました。また昨年の夏、扇風機で電気代を節約していたら熱中症になってしまいました。

外に出たらお金を使ってしまうため、家の中で生活をするようになり、友人とのつきあい自体を控えるようになりました。生活が内向きになってしまうのは非常につらいです。

憲法第25条に根拠を持つ生活保護基準を、いい加減な物価計算に基づいて引き下げることが許されないと思います。食費や光熱費を削り、外出や人付き合いを控えるなど生活の質が著しく低下し、生活が内向きにならざるを得ません。これでは日常生活の自立、社会生活

の自立など自己決定をなす状態にはほど遠いのではないかと思います。

## 高齢の母の世話も、人付き合いもできない

原告 T. S さん 第12回期日意見陳述要旨

ではないかと思います。

国は住宅扶助や冬期加算を引き下げ、さらに来年度予算で保護基準の大幅引き下げを狙い、医療費の自己負担導入も検討していると聞いています。

このような引き下げをする国に対し私は、「もう限界を超えた。命を奪うのか。弱い者いじめをするのか」と声を大にして叫びたいです。

裁判所には、私たち生活保護利用者の現状を知っていただき、今回の引き下げが本当に正しかったのか公正な判断をしていただきたいと思います。

### 第13回期日 ご案内

5月30日(水)

▶午後1:20  
～1:50

#### 街頭宣伝

場所：淀屋橋駅前

▶午後3:00～

#### 第13回期日

大阪地裁 202号法廷  
※傍聴抽選に外れた方は、中央公会堂にて開催する学習会へご参加ください。

▶午後3:45頃～

#### 報告集会

場所：大阪市中央公会堂  
3階小集会室

### ▶在宅生活からグループホームへ

私は1954年4月、兵庫県の福崎町で生まれました。生まれつきの「脳性小児マヒ」のため姫路市の養護学校に入学しましたがその翌年、父が他界。養護学校を中退し、以後長い在宅生活となりました。

私が44歳の頃、私を介助していた母が認知症になったため在宅生活を諦め、グループホームに入り、生活保護の受給を始めました。

### ▶自分らしい生活がしたい

しかしグループホームは、集団で生活するため、どうしても、日々の生活を集団に合わせなければならず、自分らしい生活を送れませんでした。そこで私は、一人暮らしをするため、

貯金を始めました。私のような重度の障がい者が、

一人暮らしをするには、たくさんのカベがあります。特に、車椅子に対応するための住宅の改装費が必要でした。しかし、そのための貯金が多額になったとして生活保護を打ち切られてしまいました。

### ▶生活保護引き下げは死活問題

2004年10月、私は一人暮らしを始め、障害基礎年金やわずかな工賃と貯金の取り崩しで生活をしていました。しかし貯金が底をつき、2005年1月からまた生活保護を利用するようになりました。結局、障がい者は、生きていくため生活保護制度に頼らざるを得ないのです。ところが、障がい者の生活にとって、命綱ともいえる生活保護制度は、約5年ほど前から、引き下げられるようになりました。

障害者基礎年金まで引き下げられてきています。収入が減る一方で、消費税増税など支出は増える一方です。生活保護や年金に頼らざるを得ない私のような障がい者にとっては、まさに死活問題なのです。

私が使っている電動車イスやリフトは耐用年数である6年に満たない間に故障すると修理費は自己負担となります。車イスのバッテリー交換は5、6万円、リフトの修理は約40万円ほどです。このままでは機器の修理代も払えません。

一人暮らしを始めて14年、電化製品の買い替え時期がきていますが、型が古く故障しても交換する部品は無いと言われており、買い替えのための貯金はありません。

種々のお祝いや冠婚葬祭も出席を諦めたり、知らな

## 引き下げは障がい者の尊厳踏みにじる

原告 上野 眞治さん 第15回期日意見陳述要旨

ったふりをして遠ざかるようなことをしなければなりません。とても侘しい思いがしています。生活保護を受けている者は人並みの付き合いもしてはいけないのでしょうか。

### ▶障がい者であっても有意義に暮らしたい

障がい者も同じ人間です。生活保護の引き下げは、この国の社会保障や人の尊厳に関わる問題です。私は生きている限り、何年かかっても、訴え続けて行きたいと考えています。

最後に、裁判所の皆さんに言います。「とにかく生きられれば良いでしょう」という考え方はしないで「障がい者であっても、有意義な人生を送ることを目標にしても良いんだ」という障がい者の願いを汲み取って正当な判断をして欲しいと思います。

**3月12日(火) 13:20~淀屋橋宣伝 15:00~第16回期日**

私は1936年に鳥取県で6人兄妹の5男として生まれ、現在83才です。中学卒業後、和歌山県の大手電気メーカー工場に就職しました。労働組合活動に積極的に取り組んだため会社から煙たがられ、配置転換を拒否したことで解雇されました。その後、高槻市の建築会社に就職し約6年勤務しましたが、会社が倒産し再び職を失いました。生活に困ったため西成区で日雇いの仕事を始めました。2001年、65歳のとき胃潰瘍を患いました。医師に「このまま放っておいたら腫瘍ができるので仕事はやめたほうが良い」と言いわれ、支援団体の助けを得て生活保護を受給しました。

#### ▶工夫しつつ楽しく生活していたが…

保護受給開始当時は、工夫をしつつ楽しい生活を送っていました。毎日自炊し外食はせ

ず、たまに友人と喫茶店に行くくらいでした。お風呂は、近所の風呂屋に2・3日に一回通い、そこで会った人たちと一緒に洗濯をして節約していました。その後、風呂屋が値上げしたため、週に2回くらい自宅で入るようになりました。

私は社会問題を取り扱った映画が好きです。現実社会の問題をとらえた映画が発するメッセージを感じ、考えることができるからです。近くの映画館で、300円で3本仕立ての映画を上映しており、時々見に行っていました。市民団体が主催する映画上映会や講演会にも、興味があるものがあれば出かけていきました。月に1度は電車に乗って、遠くに住んでいる友人に会いにいっていました。

私は、同じように困っている人を救おうと、

支援活動を始めました。西成にいるホームレスにかたっぱしから声をかけ生活保護申請をさせました。世話をした人に感謝されるとうれしく思います。

#### ▶高齢加算の廃止・基準引下げで生活は苦しく

しかし、2006年に高齢加算が廃止されて月1万8千円減少し、その後、大阪市の水道減免9,600円も廃止されたことで、私の生活は一気に苦しくなりました。友人と喫茶店に行くことや、映画を見に行くことをやめました。お風呂は、夏は水で、冬はぬるめのお湯で冷めないうちに体を洗うようになりました。残った湯で洗濯しています。このころ、私の周りでは、それまでの家賃が払えなくなり、引越していく人がたくさんいました。知り合いがどんどん減っていき、生活できなくなると

横のつながりが薄くなると実感しました。

## あいつぐ引き下げで生活苦しく

原告 河口 龍夫さん 第17回期日意見陳述要旨

そして、2013年の基準引き下げで生活はもっと苦しくなり、外出や遠出もできなくなりました。参加費数百円が払えず、映画上映会や講演会に行けなくなりました。電車代が出せず、遠くに住んでいる友人に会いに行くこともやめました。友人の息子さんの結婚式に誘われても、行けるはずなんてありません。

#### ▶国は原告の意見を聞いてほしい

憲法25条は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しています。「国が認めた権利なのだから遠慮することはない」と説得し、多くの保護受給を手伝ってきました。しかし、私たちのギリギリの生活が「健康で文化的」でないことは明らかです。国は原告の意見にしっかり耳を傾けてください。

**10月16日(水) 13:20~淀屋橋宣伝 15:00~第18回期日**

私は1940年、7人兄妹の3番目として岩手県で生まれ、現在79歳です。私は生まれつき股関節が変形しています。病院で治療やリハビリを受けましたが、歩くことが出来ないままでした。小学校2年生ころようやく手すりなどを持って歩くことができるようになりましたが、満足に足が動かないことでいじめられ、学生生活はとても辛いものでした。中学校卒業後洋裁を習い、20歳になると盛岡市の呉服屋で働きはじめました。2年くらい勤めたころ、出稼ぎで大阪に行っていた父が病で倒れ、看病のため呉服屋を辞め大阪に行きました。父は3ヶ月ほどで岩手県に戻ることができました。私は、父のお見舞いに来た夫と出会い、1964年結婚し大阪に残りました。夫は下水道の管を通す仕事をし、私は専業主婦として支えました。1971年には長男を授かりました。

### ▶ 自動車は私の「足」そのもの

私は、  
医師のアドバイス  
で1979年、身

体障害者手帳の交付を受けました。私の股関節はずっと悪く、満足に歩くことができないままでした。そんな中、人に勧められ普通自動車の運転免許を取得しました。取得後、義弟の軽自動車を借りて家族に同乗してもらい、毎日のように運転の練習をしました。痛みに苦しんでいた私が、生き生きと明るくなっていく様子を見て長男は、小学校の卒業文集に「お母さんが、一番欲しい物は、たぶん自動車とたんすがほしいのだと思う」「ぼくが大きくなって買ってあげられるまで、まってほしい」と書いてくれました。そして、成人し働くようになった長男は1998年、自動車をプレゼントしてくれました。私は、毎日自動車を運転し、通院や買い物、友人宅への訪問に利用しました。自動車は私の「足」そのものとなっていきました。

### ▶ 自動車保有を争い裁判勝利

夫は2006年病気のため亡くなりました。夫の年金収入がなくなり、私は月約4万円の年金で生活することができず、生活保護を受けました。しかし翌年、枚方市の福祉課から自動車を処分しないことを理由に、生活保護の廃止決定を受けました。自動車がなければ家から出ることができず通院もままならない私は、生活保護の廃止決定を争う裁判を提起し、たくさんの方々が尽力してくださったおかげで生活保護廃止決定は取消になり、これまでどおり自動車を運転できることになりました。

### ▶ 引き下げ後の生活

引き下げられてから、食費は100円以下のものしか買わないようになりました。見切り品のお惣菜を買い、1食分を2食に分けています。果物は高いので食べることはできません。

2日に1回入っていたお風呂は3日に1回に

**困っている人を追いつめないで**  
原告 佐藤 キヨ子さん 第18回期日意見陳述要旨

しました。夫の実家は宮崎県ですが、交通費がかかるのでなかなか行くことができません。

### ▶ 困っている人を追いつめている

閉店間際のスーパーでは、お惣菜の値段が下がるのを待っていた人達の取り合いになります。利用しているデイサービスでは、2日に1回お風呂に入ることすら贅沢だと、生活を切り詰めておられる方もいます。日本には、生活に困っている人がたくさんいるのに、生活保護費を引き下げて、さらに追い詰めています。私たちの生活は、どうでもいいのかととても腹だたしい思いです。この国の現状と、生活保護受給者の生活を考慮して、妥当な判断をお願いしたいです。



## 第19回期日 厚労省方式の問題点を指摘

2月6日に第19回期日が開催され、原告のA・Y氏が意見陳述（下、意見陳述要旨）にたったほか、弁護団が第39準備書面で、物価が4.78%下がったことを保護基準の引き下げ根拠にした厚生労働省方式の問題点を指摘。中央公会堂で開かれた報告集会では、愛知県の裁判で証人をした白井康彦氏（元中日新聞編集委員）が参加しました。

私は1982年に寝屋川市で生まれ、高校卒業後美容師見習いとして働き始めましたが、数カ月で美容室が倒産。2003年に樹脂加工会社の正社員として採用されました。勤務先の上司と結婚し2008年に長男を授かりました。夫は、競馬好きで多額の借金がありましたが、突然勤務先を退職。私の収入では生活できず、銀行や消費者金融で生活費を借りました。生活が苦しくなっても、夫は競馬が止められず、車を買って替えては新しいローンを組み、ローン残を私に返済させました。

私は、長男の病気などで仕事を休みがちになり退職しました。その後は保険の外交員と新聞配達を掛

け持ちしながら必死に過ごしましたが、夫は

私が同僚と不倫していると疑うようになりました。夫との生活に耐えきれなくなり、2011年に3歳の長男と家を出ました。別居直後、夫は長男を私から取り上げました。私は長男を取り戻すために裁判で勝利しました。長男のために仕事を減らしたため借金返済が追いつかなくなり、2012年に仕方なく自己破産し、生活保護を申請しました。現在は金属加工工場で正社員として働けるようになり、保護廃止となりました。2018年に再婚し2人目の子どもが産まれる予定です。

### ▶ 引き下げで追い詰められた生活

生活保護を利用し始めた当初は、1年で2万円くらい緊急に備えて貯蓄できていました。2013年の生活保護費の引き下げで、最低生活費は2,730円も下がりました。貯金は引き下げから半年あまりで1万円くらいにまで減りました。長男の肌着1枚買うのもためられ、肌が弱い長男に保湿クリームを買うこともできませんでした。当時5歳の長男が夜に突然怪我をしたことがありました。緊急事態なので翌朝まで待つわけにもいかず、急いで病院に連れていきました。しかし、医療券がなければ10割の病院代を払わなければなりません。私は緊急の治療を諦めざるを得ませんでした。

生活保

護を利用している間、少しずつ貯金が減る状態に不安で一杯でした。保護利用者は、冬期加算、期末一時扶助、住宅扶助、生活保護費本体、母子加算とありとあらゆる保護費が減らされています。お金の不安が生活の不安になり、精神的に追い詰められることでしょう。

ケースワーカーは、いずれは自立してほしいと言います。しかし、いい仕事を探そうにも、そのような生活状況では交通費の支出さえためられ、かえって自立しにくくなっています。生活保護が自立の助けになるような制度になって欲しいと強く願っています。

# 生活の不安が、自立の妨げに

原告 A・Yさん 第19回期日意見陳述要旨

私は、2015年からこの裁判の原告になりました。裁判に参加した理由と、たたかってきて思うことをお話しします。

私は2013年から生活保護を利用しました。当時私は、大きな病気をいくつも抱えていましたが、経済的な理由から治療を受けられませんでした。保護を利用し手術を受けることができました。保護は本当にありがたい制度だと思っています。

#### ▶保護利用者の実態を伝えたいと原告に

私は、保護の実態を訴え制度改正を求める運動に参加しました。同じ保護利用者として運動に参加していたKさんは、世間の保護制度に対する冷たい仕打ちにもたじろぐことなく、困っている現実をはっきりと訴えておられました。

そうした姿を見て私も奮い立ちました。

しかし、そのKさんは20

14年、自宅で孤独死されました。私は、Kさんの意志を継ぎたいと考えていました。ある時参加した学習会で、「保護を受けている人は白米だけ食べられればいい」という発言があり、大変ショックを受けました。学習会に来るほど保護に関心のある人ですらこのような発言をするのですから、世間はもっと実態を知らないのだろうと思いました。今回の裁判の事を知った時私は、裁判を通じて世間に保護制度や保護利用者の実態を訴えたいと思い参加することにしました。

#### ▶引き下げでゆとりのない生活

相次ぐ保護費の切り下げで、私たちの生活はどんどん苦しくなっています。節約のため、お米はまとめて炊いて、一食分ずつ冷凍しています。作り置きした同じ惣菜を4・5日連続で食

べています。私は医師から「バランスの取れた食事をするように」言われていますが、お金が足りないので、同じものをずっと食べるしかありません。電気代の節約のため、冬場でも暖房の温度をあまり上げずに、衣服を着こんで寒さを凌いでいます。

孫を預かった時におもちゃをねだられても数百円のおもちゃすら買ってやることはできません。一番つらいのは、生活の苦しさのために今までお世話になった人と交流することができなくなっていることです。月に1回くらいは、元気な笑顔で会いたいと思うのですが、喫茶店でお茶を飲むお金もありません。香典が包めないため親しかった人のお葬式に参列することもできません。これ以上保護費が削減されれば、ますます心にゆとりのない生活を送らなければなら

ないのではないかと不安に思っています。

## 保護利用者の実態を伝えたい

原告 小寺アイ子さん 第20期日意見陳述要旨

#### ▶裁判通して偏見なくしたい

原告になってから、生活保護の実態や基準引き下げのでたらめさを世に訴えています。マスコミでも取り上げてくださるようになり、テレビを通じて、知人の方々から「まさか小寺さんが生活保護を受けることになるとは思っていませんでした。生活保護の問題は、いつ自分たちの身に降りかかってくるかもわからない問題だ」という言葉をかけてもらいました。一方で、世間の保護利用者への無理解・偏見は根強く残っています。私も心無い言葉を投げかけられ悲しくなることもあります。保護世帯の実情を、もっと一般の人にも理解してもらいたいです。

私は贅沢を望んでいません。保護利用者が心にゆとりのある暮らしができるように欲しいと思っています。

生活保護基準引き下げ  
違憲訴訟を支える大阪の会  
TEL 06-6697-9144  
FAX 06-6697-9059  
✉ seiho.ikensaseru.osk@  
gmail.com

# 引き下げアカン！大阪の会通信

## 第22回期日 原告6人が尋問で訴え

第22回期日が10月19日開かれ、原告本人尋問が行われました。尋問に立ったのは、堰立夫さん、上野眞治さん、新垣敏夫さん、K・Sさん、市賀法雄さん、小寺アイ子さんの6人。基準引き下げで苦しくなった生活の実態を訴えました。

### 洗濯機や電動車イスの 買い替えができない

冷蔵庫や洗濯機などは生活に欠かすことができないものですが、買い替えのための費用は生活保護からは支給されません。そのため保護利用者の中には、耐久消費財の買い替えに備えて少しずつ貯蓄している人もいます。尋問では、引き下げでそうした貯蓄をすることが難しくなっている実態が明らかになりました。

堰さんは「18年使っている洗濯機は壊れてしまったので、手を入れて回して洗っていた。今年になって定額給付金の10万円がでたため、ようやく買い替えることができた」と証言しました。

身体障害をもちながら、24時間の家事・身体援助を利用して一人暮らしをしている上野さんは、生まれつきの身体



障害で、ヘルパーに起こしてもらわないと座ることも立つことも寝返りや起き上がりもできません。自分の力では電動車イスを使わないと移動できません。上野さんにとって電動車イスやリフトなどの福祉用具は、必要不可欠なものです。その買い替えにかかる費用は、他の補助制度を使っても数十万円の自己負担が生じてしまいます。また、耐用年数が経過する前に故障した時の修理は、全額自己負担になってしまいます。そうした事態に備えて貯蓄をしてきましたが、引き下げ後は貯金額が減り「見込みが立たなくて不安になる」と訴えました。

### 社会参加の機会を奪われる

引き下げにより多くの利用者が、親戚や友人との交流にかかる費用を減らしていません。尋問では、大事にしていた人間関係が奪われる辛い経験が語られました。

新垣さんは、「引き下げでケアハウスに入っている母に会いに行く回数を減らさざるを得なくなった」と証言しました。交通費節約のために自転車を使うと2時間以上もかかるため、やむなく見舞いに行くのを月4回から2回に減らしました。「母が『最近だれもこない』ともらしたことを家族から聞き、ショックうけた」と話しました。

小寺さんは保護利用前、カラオケ喫茶を経営し多くの常連さんに恵まれていました。入院・手術のため休業せざるを得なくなった時も、常連さんが無償で手伝ってくれ、店を開けてくれました。お世話になった常連さんに、ちゃんとお礼をしたいし、せめて月に1回ぐらいは元気な笑顔で会いたいと思っても、生活保護利用を開始してからは、喫茶店でお茶を飲むお金もないため、断らざるを得ませんでした。 【裏面へ続く⇒】

### 【⇒表面から続き】

父親のように思っていた常連さんの葬式に、香典をつつむことができず、参列もできなかったことを「とても辛くて、悲しかった」と涙ながらに振りかえりました。

### 文化的な生活とはなにか？

この裁判では、憲法25条に定められた健康で文化的な最低限度の生活とはなにかが問われています。

Sさんは、「猫との生活が自分にとっての文化的な生活だ」と訴えました。夫から激しいDVを受けていたSさんと2人の子どもにとって、猫の存在は心の支えで、家族そのものであったといいます。夫と別れ家を出て、生活保護

報告集会で発言する原告の小寺アイ子さん



の利用を開始した時も、猫と一緒にでした。猫には餌代や治療代がかかりますが、「自分の生活を切りつめても猫と一緒にいたい」と話します。Sさんは「文化的な生活は、人それぞれ違う。私の場合は猫。生きる上で心の支えになることに、少くからお金を使えるような生活が文化的といえるのではないか」と訴えました。

### 生活保護への偏見で苦しんだ

原告からは生活保護への偏見で苦しんだ経験も多く語られました。

市賀さんは、数年前の生活保護に対するバッシングが起こっているときに病院を受診したら、窓口の手続きの違いから医療扶助を受けていることが待合室の人たちにわかってしまい、「うしろめたさを感じ、肩身の狭い思いをした」と言います。それ以降、病院には「高熱が出てても我慢できるところまで我慢するようになっ



報告集会で発言する原告の上野眞治さん

た」と証言しました。

### 公正な判決を

尋問の結びには、それぞれの原告から裁判所に要望が述べられました。生活保護利用者の生活実態に向き合った公正な判断をすること、これ以上の基準引き下げはあってはならないことなどを裁判所に強く求めました。

大阪の裁判はいよいよ、12月24日の第23回期日で結審をむかえます。裁判勝利に向け運動を強めていきます。

### 第23回期日のご案内

12月24日(木)

午後1:20 淀屋橋駅宣伝  
午後3:00 第23回期日  
午後4:00頃 報告集会

## 今年10月からの引き下げ 審査請求学習会

引き下げアカン大阪の会は11月10日、2020年10月からの生活保護基準引き下げに対する審査請求についての学習会を開催しました。講師の和田信也弁護士は、生活保護制度の成り立ちを振り返りながら、近年の引き下げについて解説。裁判や審査請求な

どの法的な異議申し立ての仕組みを利用して、次の2023年の基準見直しで、引き下げを許さない運動が重要だと述べました。今回の引き下げに対し12月16日に、一斉に審査請求を提出します。新型コロナウイルス感染拡大のため、参加人数を制限して行います。



大阪地裁での勝訴判決が大きく取り上げられたことで、生活保護問題への関心が高まり、原告である私たちへの理解が進んでおり、非常に喜ばしく感じています。

とはいえ、生活保護利用者の中でもこの裁判のことを自分の問題としてとらえている人はまだ少ない。控訴審でも保護基準引き下げ違法との判断が維持されることで、社会の関心がさらに高まることを期待しています。

また、生活保護基準引き下げ違法と認定されたからといって、私

があきらめざるを得なかった、生活保護利用前に経営していたお店でお世話になったお客さんとの交流の機会や、行くことのできなかった葬儀に出席する機会が帰ってこないから、控訴審では国に対する損害賠償請求も認めてほしいです。

私がお店をやっていたとき、生活保護を利用している人もお客さんとして来てくれてい

ました。自身も生活保護を利用するようになって、そのお客さんがどんな思いで、少しのやすらぎを求めて私の店に来てくれていたのか分かりました。

お客さんに直接あってお世話になったお礼を言う経済的な余裕がない今、裁判をたたかうこと

で、お客さんたちのすこしのやすらぎを守る

ことを通じて、お客さんたちへの恩返しをしたいと思っています。

77歳を迎え、15分歩いただけでも息が上がる体になっています。しかし、どんな人であっても少しのこころのゆとりの持てる生活を送れる社会にするため、私は裁判を最後まで戦い抜きたいと思います。



## 「すこしの安らぎ」を守り恩返しを

原告 小寺アイ子さん 高裁第1回期日意見陳述要旨

## 京都地裁 原告の声聞かない不当判決

京都地裁は9月14日、保護基準引き下げは違憲・違法と訴えた原告らの請求を退けました。今年5月の福岡地裁に続く不当判決です。京都



地裁は、厚生労働大臣の裁量を広く認め、原告の生活実態に全く耳を傾けませんでした。京都に連帯し大阪の控訴審を闘います。

### 大阪訴訟今後の予定

#### 第2回期日 (大阪高裁)

11月17日(水) 午後3時～  
場所：大阪高裁 202号法廷  
※期日終了後は中央公会堂・地下  
大会議室にて報告集会。

#### 第3回期日 (大阪高裁)

2022年1月27日(木)  
午後3時～  
場所：大阪高裁 202号法廷  
※期日終了後は中央公会堂・地下  
大会議室にて報告集会。

私は、22歳の頃から北新地で歌手兼ホステスとして働き出してから、49歳の時に脳内出血で倒れてしまうまで、飲食関係の仕事が続けて働きづめでした。けれども、倒れてしまったからは4、5回入院し、貯め始めていたお金も底をつき、体調的にも働けなくなってしまったため、平成16年11月4日、生活保護を申請し、現在のアパートで単身世帯として、保護を利用するようになったのです。

私は、首と腰に痛みがあり、季節

の変り目には体がだるくなってしまうため、週に1回の通院を続けるだけでもかなりしんどい状況です。それでも、食費を切りつめてなるべく節約しようとしています。月末になると、近所の奥さんからおかずをもらうなどして、必死にやりくりしています。服もできるだけ以前着ていた服をリメイクして使い、買うとしてもリサイクルショップで100円、200円の服だけを購入するようにして

います。

以前働いていた時には旅行が大好きで、東京ディズニーランドやUSJが出来た頃は、働いたお金で行くのが本当に楽しかったのですが、今は無理だとあきらめています。



体調が悪い中、一方的に保護費を削減され

## 最低限の生活送れないことをわかってほしい

原告 中川 信子 さん 高裁第2回期日意見陳述要旨

ていくのは本当にしんどいです。裁判所には、11万円の生活保護費ではギリギリ切りつめてもやっていけないということ、最低限の生活も送ることが出来ず追いつめられているということをわかっていただきたいのです。控訴審でも、一審判決と同じように、生活保護世帯の生活実態を直視した判決が言い渡されることを期待しています。

### 大阪訴訟今後の予定

#### 第3回期日 (大阪高裁)

2022年1月27日 (木)

午後3時～

場所：大阪高裁 202号法廷

※期日終了後は中央公会堂・地下大会議室にて報告集会。

#### 第4回期日 (大阪高裁)

2022年4月21日 (木)

午後3時～

場所：大阪高裁 202号法廷

※報告集会会場は未定。

## 金沢地裁が不当判決 相次ぐコピペ判決に怒り

金沢地裁は11月25日、生活保護基準引き下げは憲法違反とした原告の訴えを退ける不当判決を言い渡しました。判決の内容は、名古屋地裁などの原告を敗訴とした判決と同じく、厚生労働大臣の裁量を広く認め、原告の生活実態に背を向けたものです。判決文は、福岡・京都地裁のコピペ判決と同様の誤字があるなど、司法の責任を放棄したもので怒りが広がっています。

報告集会で原告は、全国の原告・支援者に「一回負けたぐらいで諦めないで」と今後のたたかいに向けた決意を述べました。オンラインで全国から参加した原告・支援者らは、「裁判を通して生活保護は恥だという意識を変えていきたい」と訴えました。

## 夫の病気で生活保護を利用 子どもの夢をかなえられず悔しい思い

私は熊本県で生まれ、中学から大阪市で生活しています。23歳の頃に夫と知り合い、1972年に結婚しました。夫は堺市で木工所を経営しており、私も事務などを手伝い、3人の娘の育児に奔走する毎日を送っていました。

2002年従業員から「社長の様子がおかしい」と電話がかかってきて、脳梗塞で集中治療室に入院となりました。なんとか命だけは助かりましたが、検査の結果、難病に罹患していることが原因だと言われました。その難病は、脳の血管が細くなる病気で、体温調整ができなくなったり、高次脳機能障害となって、興奮しやすくなったりするそうです。

夫は脳梗塞の影響で視野障害が残りました。

そのため車を運転できなくなり、事業を続けることが困難になりま

した。そこで、2003年10月、私たち家族は生活保護を申請しました。当時、三女は柔道の推薦で入学した私立高校の2年生で、卒業後は大学に入って柔道を続けたいと言っていました。しかし学費を出すのが難しく、いつのまにか大学進学をあきらめ就職を決めていました。三女の夢をかなえてあげられず、本当に申し訳なく、悔しい気持ちでいっぱいです。

## 度重なる減額で生活苦しく

生活保護を利用し始めた当初は、各種加算があったので、生活はそれほどしんどくありませんでした。しかし、度重なる保護費の減額でどんどん苦しくなっていました。夫は体温調節ができないので、夏場は一日中エアコンと扇風機をつけなければならず、電気代が高額になります。今は夏季加算もないので、毎月電気代を

見るたびに怖い気持ちになっています。電気代がかかる分、食費を節約しています。近くに住む娘たちから食材を分けてもらったり、漬物や調味料を自作したりしていますが、それでも生活はぎりぎりです。

私は以前、近所の友人とお茶やランチをしたりしていました。しかし、保護費が減額されてからは、お誘いをいただいてもお断りしています。よそ様にお金がないとは言えませんが、「足が悪い」とか「具合が悪い」などと言って誘いを断っています。同様に、冠婚葬祭も避けなければならず、本当にしんどい思いをしています。

## 体調悪化で節約も困難に

私自身も腰やリウマチ性の病気を患っており治療をしています。私の病気は新しい病気で認

知している病院も少ないため、自宅から離れた病院まで通っていま

# 私たちの生活に向き合った判断を

原告 T. Mさん 高裁第3期日意見陳述要旨

す。最寄り駅から病院まで痛くて歩けず、タクシー代1,200円を使わざるを得ないことがあります。かなりの出費のため、お医者さんに通い続けられるか不安です。また、痛みがひどいときには家の中で歩くことも困難になるため、以前のようなまめな家事はできず、節約も続けられなくなります。私は、なるべく明るくふるまっていますが、このような体で、今の保護費で生活していくことに不安を感じています。

## 私たちの生活に向き合った判断を

昨年大阪地方裁判所判決は、私たちの苦しみ裁判所に届いたと思いました。高裁では原告への賠償も認めてほしいです。私より困っていても、原告になる余裕すらない人もいます。国に制度をよりよくかえてもらうためにも、私たちの生活にきちんと向き合った判断をしてほしいです。

# 引き下げアカン！大阪の会通信

生活保護基準引き下げ  
違憲訴訟を支える大阪の会  
TEL 06-6697-9144  
FAX 06-6697-9059  
✉ seiho.ikensaseru.osk@  
gmail.com

## 高裁6回期日 原告4人が尋問で訴え

9月27日大阪高裁で第6回期日が開かれ、三木屋さん、新垣さん、Zさん、小寺さんの原告4人が尋問に立ち基準引き下げで回復が困難な損害を受けたと訴えました。

### 喪服買えず通夜に参列

三木屋さん(88歳・女性)は、かつては東映太秦撮影所にいたこともあり、女優の浅香光代さんとも50年来の親交がありました。令和2年に亡くなった浅香さんから、亡くなる数年前に東京に遊びに来るよう言われましたが、交通費が出せないため返事ができませんでした。三木屋さんの経済状況が苦しいことを知っていた浅香さんが新幹線チケットを送ってくれたため、なんとか東京まで会いに行くことができました。

三木屋さんは、お金がないので人と会うのをあきらめたことが何度もあったと証言しました。知り合いが亡くなった時も香典が出せないためお葬式に行くのをやめました。どうしても焼香をあげたい方については喪服を着なくてもいいお通夜に参列します。お付き合いができなくなると、お友達ともだんだん疎遠にな

り、さみしい思いをしました。たとえ引き下げ処分が取り消されて、減額された分が支払われたとしても、失った交友関係がもとに戻ることはないと訴えました。



返ってきても、失われた母親との時間が戻ってくることはありません。

### 失った母との時間戻らない

新垣さん(68才・男性)は、引き下げで府内遠方のケアハウスに入っていた母親に会いに行く回数を減らさざるを得なくなったと語りました。

2020年10月に母親がもう長くないと知らされ、12月ごろの面会が最後になりましたが、衰えが著しく意思疎通もかなわない状態でした。翌年1月に命が危ないという知らせが届いて急ぎ向かいましたが、道中で息を引き取ったと知らされました。尋問で、もし引き下げがなかったらと問われた新垣さんは、「引き下げ前と同じ回数だけ母に会いに行っていたと思う」と応じました。たとえ引き下げが取り消されて後からその分のお金が

### 故郷に一度は帰りたかった

原告のZさん(73才・男性)は沖縄県の宮古島出身です。

1970年のコザ暴動のニュースに強い衝撃を受け、在籍していた神戸大学医学部を中退して政治活動に専念するようになりました。以来、米軍基地問題をライフワークとしてきました。Zさんが引き下げで辛かったのは、数十年続けていた新聞のスクラップを購読料が払えないためあきらめたことでした。Zさんにとって新聞のスクラップは社会で起こっていることを知り、自分の考えを整理するために必要なことで、それが奪われたことで、

【裏面へ続く⇒】

## 【⇒表面から続き】

「社会との関わりが絶たれたような気持ちになった」と証言しました。最後に故郷の宮古島について質問されたZさんは、「貯金ができないので帰郷は無理だと思う。人生で一度は戻りたかった」と応えました。

## 孫から「ばあば、今日はお金あるの？」と問われ

小寺さん(78才・女性)は、生きがいである4人のお孫さんに「おばあちゃんらしいこと」をしてあげられなくなっ

ている辛さを語りました。引き下げで若い孫に絵本やおもちゃを買ってあげられず、「また今度ね」「ばあばお金ないねん」と答えていました。孫から「ばあば、今日はお金あるの？」と聞かれたときには本当に辛い思いでした。孫の記憶に残るように、銭湯や動物園などにつれて行ってあげたいと思っても、最近では手押し車を押さないと外出できない体になってしまい、それも叶いません。小寺さんは最後に裁判官に対し、「生活保護利用者がどんな生活をしているか、実態をよく見て判決をい



ただきたい」と訴えました。

期日後は報告集会を開き、次回12月7日(水)の結審期日へ向けて、署名や宣伝活動を強めることを確認しました。

## 第7回期日(結審)のご案内

12月7日(水)

午後1:20 淀屋橋駅宣伝  
午後3:00 第7回期日  
期日終了後 報告集会

## 第6回期日 西岡大輔医師の尋問

## 保護費の削減で世帯医療費が増加

9月27日の大阪高裁での期日において、西岡大輔医師(以下、「西岡医師」といいます。)の尋問が行われました。

西岡医師は、社会学を専門に研究している、新進気鋭の研究者です。医師として臨床現場で生活保護受給者の方々を診察していただけではなく、社会福祉士等の資格も有し、貧困を抱える方々の生活環境面から、健康問題にアプローチしてきました。

9月27日の大阪高裁での期日において、西岡大輔医師(以下、「西岡医師」といいます。)の尋問が行われました。尋問は、かつて、子どものいる世帯への児童養育加算が、子どもが3歳になると5千円減額されていたことに着目し、子どもが3歳になる前後での世帯医療費の変化を調べたところ、3歳になった直後に突然、世帯医療費が約2万5千円増加したという研究結果が報告されています。

大阪弁護士団は、保護費が減額されたことにより生じた健康被害やストレスなどの損害は、保護費が後から返還されても回復せず、国家賠償請求が認められるべきだと主張してきました。今回の尋問では、西岡医師が、研究者あるいは医師としての立場から、上記の論文に基づき、保護費の減額により健康被害やストレスが生じうることに付き、芯の通った受け答えをしてくださり、大阪弁護士団の主張に貴重な裏付けが得られました。

この素晴らしい尋問の結果を活かし、勝訴判決を取るべく、最終準備書面の作成に臨みたいと考えています。

(記事:西田陽子弁護士)

# 引き下げで大切な人との時間失った

高裁第7回期日意見陳述

新垣 敏夫さん（原告代表）



私は、昭和29年に大阪市の大正区で生まれました。高校卒業後建設会社に勤め、その後関東に転職しましたが、平成19年頃に病気が原因で退職し、平成25年頃について貯蓄も底をついたため、生活保護の利用を開始しました。

**母に保護利用を非難され  
辛い思い**

生活保護利用開始後、枚方のケアハウスに入っている母に月4回は会いに行き世話をしていましたが、その中で私が生活保護を受けていることを母親が知るにいたりしました。すると母親は、面会のたびに生活保護を利用していることを非難するようになりました。身近な母親にも生活保護のことをきちんと理解してもらえないことは非常に辛かったです。

そのような母親ですが、姉

がいろいろと私のことを話してくれたこともあり、面会の際に私を心配する言葉もかけてくれ、私も親孝行をしようと面会に行っていました。

**引き下げなければ  
もっと会いに行けた…**

しかし、平成25年8月の引き下げ後、往復1700円の交通費を節約するために母に会いに行く回数を月2回に減らさざるを得ませんでした。その後姉から、母が「だれもこない」と言ったことがあるということを知り、ショックでした。

その後、令和3年1月に母親は息を引き取り、今となってはもう母親に会うことはできません。母親がまだ元気な頃、母親のもとへ行くための交通費がもっとあれば、母親にもっと会いに行けたのにそれが叶わなかったのはとても残念です。

**親しい姪の結婚式に  
私だけ行けず**

基準引き下げ後の平成26年9月頃、小さい頃から交流のあった姪の結婚式に招待されましたが、祝儀や交通費を

準備できずに欠席せざるを得ませんでした。後から私以外の兄弟はみんな出席していたと聞きました。小さい頃かわいがっていた姪の結婚式に兄弟で私だけ出席できずとも残念でした。

生活保護利用後は外に出たらお金を使ってしまうため、あまり外に出ず、家の中で生活をするようになってしまいました。特に引き下げ後はさらに人付き合いに回せるお金がなくなり、家の中で生活をするようになってしまいました。

**自分の行動が人のためになればと裁判に参加**

私は、この訴訟の原告にならないかとお話をいただいた時、すぐに原告となることを決めました。私自身、生活保護を利用しながら、生活保護のことを何も知らない状態であり、この引き下げが正しいものなのか知りたいという思いで参加しました。

この裁判を通じて、自分の行動が生活保護を利用しているたくさんの人に還元され、より良い生活保護制度につながればと思います。



(前項より)

以前のように作り置きができなくなりました。お惣菜屋さんで買うことが増え、食費が高くなりました。なんとか食費を抑えるため、1回の食事を、おかず1品にすることが増えました。よく買うのは、4個セット130円ほどの豆腐です。そのうち1つだけを食べて夜ご飯を終わりにすることもあります。それでも、絶対にやめたくなかった孫のための100円貯金はできなくなりました。

この4月、2人の孫が中学生と小学生になりましたが、お祝いを渡せていません。遠方に住んでいる孫には最近会えていません。会いに行く交通費がありません。私の母は娘にピアノを買ってくれました。同じおばあちゃんなのに、私はたった1日100円の貯



金すらしてあげられない。私の今の立ち位置って何だろう、と思います。

#### 私の最後のたたかい

10年以上の裁判をたたかうなかで、亡くなった原告もいます。亡くなった方や、声を挙げられない生活保護利用者の気持ちを背負い、私の最後のたたかいとして今日ここ

に来ました。「生活保護を受けている人は、毎日白米だけ食べていればいい」と聞いたことがあります。でも私は、人間らしく生きるためには、栄養のある食事をしたり、家族や友人と過ごすことが必要だと思います。常連さんにも孫にも何もできていない今の私は、ただ「生かしているだけ」です。私たちの苦しい生活を考えていただきたいです。

# 最高裁の判決

## 6月27日(金)午後3時

### 最高裁判所 第三小法廷

※詳細な日程は今後決まる予定です。随時、関連諸団体のホームページ等でご確認ください。



いのちのとりで裁判  
全国アクションHP



引き下げアカン  
大阪の会  
フェイスブック